

第4章 ひとり親支援・児童福祉

.....



1. ひとり親家庭の支援施策

(1) 母子・父子自立支援員の業務について

母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援の充実を図るため、平成21年度より母子自立支援員を1名配置しています。（法改正を受け、平成26年10月より「母子・父子自立支援員」へ改称）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務としています。

相談受付回数（母子）

相談区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活一般	就労	344	400	521	533	556
	その他	66	83	71	87	97
	小 計	410	483	592	620	653
児童	養育	29	55	55	33	28
	その他	40	21	11	15	23
	小 計	69	76	66	48	51
経済的 支援・ 生活 援護	母子福祉資金	164	163	219	186	209
	寡婦福祉資金	0	2	1	2	0
	その他	2	3	2	11	134
	小 計	166	168	222	199	343
その他	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭生活支援事業	124	88	73	-	-
	その他	0	0	0	0	0
	小 計	124	88	73	0	0
合 計		769	815	953	867	1047

相談受付回数（父子）

相談区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活一般		9	9	2	1	4
児童		11	4	1	0	3
経済的支援・生活援護		4	3	10	23	18
その他		0	0	0	0	0
合 計		24	16	13	24	25

- 1 指導を必要としない軽微な事項については計上していません。
- 2 一世帯の相談であっても、2種以上の事項を含んでいる場合はそれぞれの欄に件数を計上しています。
- 3 各年度内に取り扱ったケースに対し接した延べ回数を計上しています。

（２）自立支援教育訓練給付金事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

資格や技能を身に付けて就職をめざすひとり親家庭の母又は父に対して、厚生労働大臣指定対象教育講座を受講し修了した場合の教育訓練にかかった経費の一部を給付する制度です。

自立支援教育訓練給付金の実施状況（各年度末現在 単位：人・円）

年度	人数	金額	教育訓練（資格）内容
平成29年度	1	24,855	医療事務 1 人
平成30年度	2	246,067	介護職員初任者研修 1 人 社会福祉士課程 1 人
令和元年度	5	189,347	介護福祉士実務者研修 2 人 医療事務等 3 人
令和 2 年度	7	446,228	介護職員初任者研修＋介護福祉士実務者研修 1 人 宅地建物取引士 1 人、医療事務 2 人、調理科 1 人 ケアマネージャー講座 1 人 福祉住環境コーディネーター 2 級・3 級講座 1 人
令和 3 年度	4	249,868	介護職員初任者研修＋介護福祉士実務者研修 1 人 介護福祉士実務者研修 1 人 宅地建物取引士 1 人、医療事務 1 人

（３）高等職業訓練促進給付金等事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格（看護師、保育士、介護福祉士等）を取得するために養成機関に通う場合で、仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる者に対し、訓練促進給付金（月額10万円（最終学年は14万円）を限度）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的にした制度です。

高等職業訓練促進給付金の実施状況（各年度末現在 単位：人・円）

年度	人数	金額	資格内容
平成29年度	12	12,136,500	看護師 6 人、保育士 3 人、介護福祉士 1 人、 社会福祉士 2 人
平成30年度	14	14,354,500	看護師 5 人、保育士 6 人、介護福祉士 1 人、 社会福祉士 1 人、歯科衛生士 1 人
令和元年度	15	18,530,500	看護師 3 人、保育士 6 人、介護福祉士 1 人、 社会福祉士 1 人、歯科衛生士 2 人、 小学校教諭 1 人、美容師 1 人
令和 2 年度	15	18,279,500	看護師 3 人、保育士 7 人、歯科衛生士 2 人、 小学校教諭 1 人、美容師 1 人、調理師 1 人
令和 3 年度	14	15,711,500	看護師 4 人、保育士 7 人、歯科衛生士 1 人、 小学校教諭 1 人、美容師 1 人

(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者が実施する対策講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給します。

※平成31年3月施行。

令和2年度	令和3年度
0	0

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業（県事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子世帯の母、寡婦及び父子世帯の父が、技能習得のため通学するなど、自立促進のために必要な事由や冠婚葬祭、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に、有料（市民税非課税世帯などは無料）でヘルパーを派遣します。

※令和4年度より利用料が無料となった。

日常生活支援事業申請受付状況（各年度末現在 単位：人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
26	40	14	12	12

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付（県事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

児童（ここでは20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭及び寡婦（子が20歳に達した者や子のいない寡婦で40歳以上）に対して資金の貸付を行うことにより、児童の福祉の増進や経済的自立の助成、生活意欲の助長などを図ることが目的です。

母子父子寡婦福祉資金 貸付決定状況

（各年度末現在 単位：人・円）

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
区分	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	4	8,591,000	5	12,114,000	3	8,044,000	9	25,044,000	9	24,912,000
技能習得資金	1	2,250,000	0	0	2	1,029,000	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	816,000
就学支度資金	2	750,000	2	540,000	2	693,000	10	2,209,000	10	2,088,000
生活資金	2	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	163,000
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	12,091,000	7	12,654,000	7	9,766,000	19	27,253,000	21	27,979,000

※各年度における貸付決定者数と貸付決定の総額であり、貸付継続者を含みません。

※父子福祉資金（平成26年10月施行）

※平成30年度版から集計方法を修正しました。

(7) 児童扶養手当

児童扶養手当法 財源（国1/3：市2/3）

①父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童を養育する母や父、②父又は母が身体などに重度の障がいがある児童の母や父、③母や父に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。外国人の方についても支給の対象となります。

平成24年8月、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行され、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童について、児童扶養手当の支給対象になりました。

平成28年8月には、第2子目以降の加算額が増額となりました（所得額に応じて加算額が変動）。

令和元年11月から、支払回数が年3回から年6回になりました。

令和3年3月から、児童扶養手当法の一部を改正により、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当単価表

（月額／単位：円）

		平成28年 4月改正	平成28年 8月改正	平成29年 4月改正	平成30年 4月改正	平成31年 4月改正	令和2年 4月改正 (令和3年度改 正なし)
対象児童数	全部支給者	42,330	42,330	42,290	42,500	42,910	43,160
	一部支給者	42,320～ 9,990	42,320～ 9,990	42,280～ 9,980	42,490～ 10,030	42,900～ 10,120	43,150～ 10,180
	2人目	上記に5,000 加算	上記に10,000 ～5,000加算	上記に9,990 ～5,000加算	上記に10,040 ～5,020加算	上記に10,140 ～5,070加算	上記に10,190 ～5,100加算
	3人以上	上記に1人につ き3,000加算	上記に1人につ き6,000～ 3,000加算	上記に1人につ き5,990～ 3,000加算	上記に1人につ き6,020～ 3,010加算	上記に1人につ き6,080～ 3,040加算	上記に1人につ き6,110～ 3,060加算

※所得により額が決まり、限度額を超えると支給されません。

※手当受給開始から5年が経過した時点において、特別な理由なく就業していない場合は手当が減額されます。

児童扶養手当支給状況

（各年度末現在）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数（人）		1,622	1,609	1,562	1,567	1,611
再掲	母子世帯 (養育者世帯含む)	1,487	1,478	1,439	1,456	1,496
	父子世帯	135	131	123	111	115
支給額（円）		850,019,430	847,947,220	1,085,915,670	853,718,620	861,370,760
再掲	母子世帯 (養育者世帯含む)	785,484,360	783,554,760	1,004,120,900	792,568,520	805,905,290
	父子世帯	64,535,070	64,392,460	81,794,770	61,150,100	55,465,470

※令和元年度の支給額は支払回数変更のため15か月分。それ以外は12か月分。

(8) 母子及び父子家庭等医療費助成制度

宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 財源（県1/2：市1/2）

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

受給者数および支給状況

(各年度末現在)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数 (人)	母子家庭	母	1,548	1,500	1,525	1,785	1,795
		児童	2,404	2,164	2,395	2,875	2,869
	父子家庭	父	148	138	139	162	158
		児童	250	220	247	281	265
	養育者家庭	児童	24	34	22	32	17
	合 計	父母	1,696	1,638	1,664	1,947	1,953
		児童	2,678	2,418	2,664	3,188	3,151
支給状況	件数(月)※		16,063	15,672	16,214	15,465	16,086
	金額(円)		49,492,394	47,776,820	48,120,270	49,519,742	50,772,981

※「件数」は、1回の申請あたりの対象者ごとの診療月数の合計です。

(9) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

財源（県3/4：市1/4）

大学生ボランティア団体との協働により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所づくりを目的として実施しています。

開催回数及び参加延べ児童数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	32	42	78	73	52
参加延べ児童数	127	400	577	381	234

2. 女性の福祉

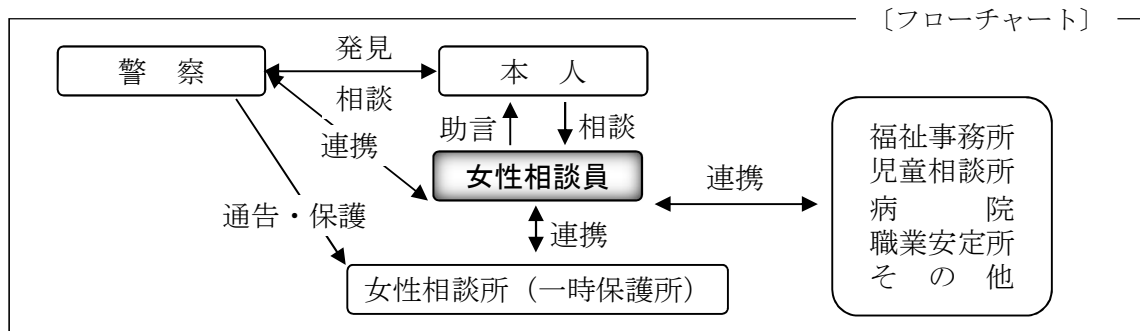
女性相談事業

根拠法令：売春防止法第35条

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第8条の3

財源：政策事業／児童虐待・DV対策等総合支援事業（国1/2・市1/2）

県の関係機関と連携を密にとりながら要保護女子の早期発見、調査、指導等を行います。
また、DV被害者の自立支援を図り、福祉の向上に努めます。



宜野湾市における女性相談件数

（各年度末現在 単位：件）

相談の種類 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
DV被害	新規	59	43	79	73	66
	再来	67	60	81	92	101
	合計	126	103	160	165	167
離婚問題	新規	23	39	8	15	17
	再来	12	8	2	4	7
	合計	35	47	10	19	24
生活困窮	新規	1	5	0	1	2
	再来	2	0	0	0	2
	合計	3	5	0	1	4
その他	新規	23	38	34	40	45
	再来	15	17	17	26	50
	合計	38	55	51	66	95
合計	新規	106	125	121	129	130
	再来	96	85	100	122	160
	合計	202	210	221	251	290
相談延べ件数	新規	520	135	280	129	131
	再来	87	368	236	588	807
	合計	607	503	516	717	938

宜野湾市における女性相談件数(年代別)

（各年度末現在 単位：件）

年代 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
20代未満		5 (2%)	2 (1%)	9 (4%)	3 (1%)	9 (3%)
20代		39 (19%)	25 (12%)	32 (14%)	47 (19%)	48 (17%)
30代		65 (32%)	54 (26%)	63 (29%)	81 (32%)	90 (31%)
40代		46 (23%)	44 (21%)	64 (29%)	66 (26%)	75 (26%)
50代		16 (8%)	11 (5%)	27 (12%)	19 (8%)	28 (9%)
60代以上		16 (8%)	13 (6%)	18 (8%)	18 (7%)	21 (7%)
不明		15 (7%)	61 (29%)	8 (4%)	17 (7%)	19 (7%)
合計		202 (100%)	210 (100%)	221 (100%)	251 (100%)	290 (100%)

3. 児童の福祉

児童（18歳未満）が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう次の事業を実施しています。

(1) 家庭児童相談室の設置 宜野湾市家庭児童相談室設置運営要綱

昭和49年11月5日訓令第23号

財源：児童虐待・DV対策等総合支援事業：国1/2・市1/2

近年の社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は家庭における児童養育にも大きく影響し、児童虐待や児童の非行等、種々の社会問題の要因となっています。

児童の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼす家庭生活が円滑に維持できるよう家庭児童相談室を設置し、家庭の諸問題から発生する児童の福祉に関する相談に応じ、児童相談所及び学校など関係機関との連携をとり、家庭児童の福祉の向上に努めています。

児童相談経路別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童相談所	39	53	177	189	183
都道府県の福祉機関・その他	5	3	13	6	6
市町村の福祉機関・その他	242	234	250	236	225
保育所・児童福祉施設	19	8	36	15	16
警察等	24	24	110	149	238
医療機関	5	2	4	10	16
教育委員会・学校関係	81	155	110	94	88
家族・親戚	59	90	75	68	95
近隣・知人	14	16	29	23	11
その他	10	14	14	10	16
合計	498	599	818	800	894

児童相談種類別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童虐待	79	69	156	113	113
その他の養護相談	228	238	251	214	165
保健相談	3	2	4	1	0
*障がい相談	12	3	0	2	6
非行相談	6	4	27	8	5
*育成相談	41	80	92	38	53
その他の相談	129	203	288	424	552
合計	498	599	818	800	894

*上記の件数は、当該年度の相談実数です。

障がい・育成相談の内容

*障がい相談

- ①肢体不自由相談 ②視聴覚障がい相談 ③言語発達障がい等相談
④重症心身障がい相談 ⑤知的障がい相談 ⑥発達障がい相談

*育成相談

- ①性格行動相談 ②不登校相談 ③適正相談 ④育児・しつけ相談

(2) 要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)の設置(平成19年5月30日設置)

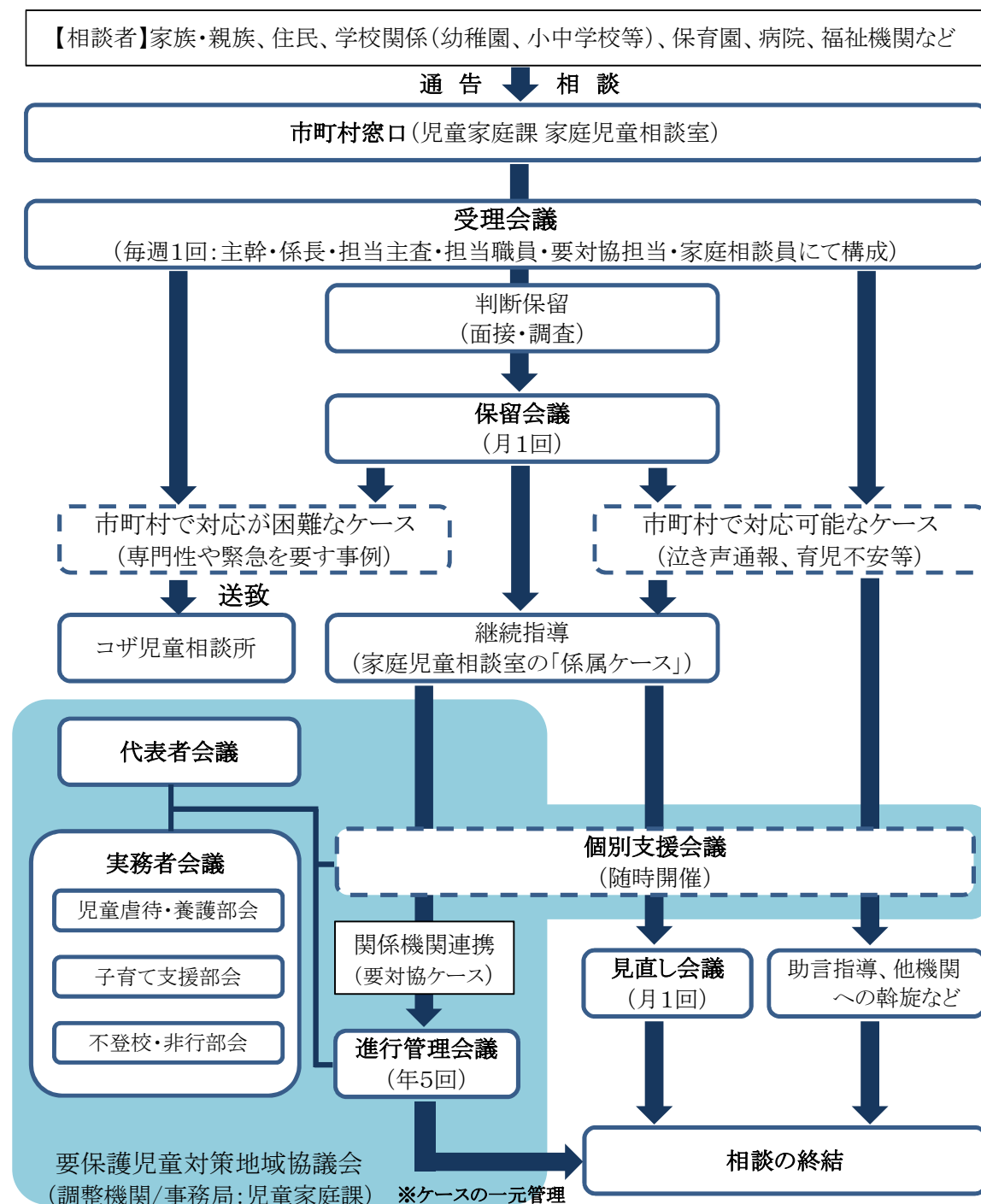
根拠法令等: 児童福祉法第25条の2 / 宜野湾市要保護児童対策地域協議会運営要綱

財源: 児童虐待・DV対策等総合支援事業: 国1/2・市1/2

子ども・子育て支援交付金: 国1/3・県1/3・市1/3

深刻な社会問題となっている児童虐待やいじめ、不登校、非行などで悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークで児童虐待はもとより、非行や不登校、障害等の相談を包括し、関係機関の円滑な連携・協力のもと適切な支援が行えることを目的としています。また、同協議会は代表者会議、実務者会議(児童虐待・養護部会、不登校・非行部会、子育て支援部会)及び個別支援会議と役割別の会議を置き、情報交換や実態把握、啓蒙活動などを行うとともに、支援を要する児童の進行管理会議を実施し、進捗確認や援助方針の見直しを定期的に行います。

児童相談の流れと要保護児童対策地域協議会の連携



宜野湾市における児童虐待相談件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

年度 虐待の種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体的虐待	28	20	52	38	36
ネグレクト	22	17	31	5	8
性的虐待	1	0	4	5	0
心理的虐待	28	32	69	65	69
合計	79	69	156	113	113

*当該年度の新規相談受付のみの件数となっています。

（３）養育支援訪問事業

※平成29年度より「育児支援家庭訪問事業」から名称変更

事業開始：平成17年4月1日

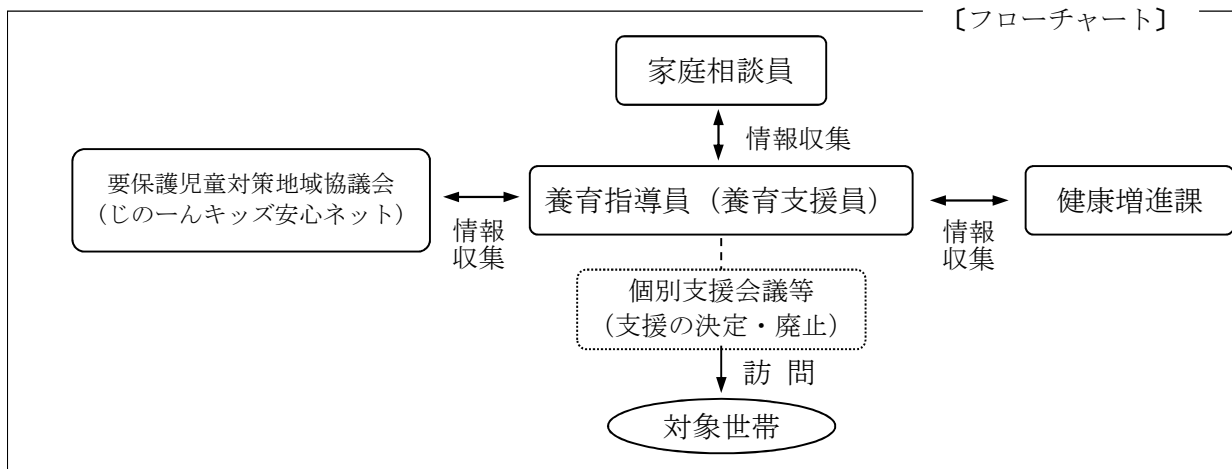
根拠法令等：児童福祉法第6条の3第5項

宜野湾市養育支援訪問事業実施要綱

財源：子ども・子育て支援交付金（国1/3・県1/3・市1/3）

本来、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施します。その支援を経て、当該家庭において安定した児童の養育が可能になるよう、また、育児不安への早期対応に努めていきます。養育支援をすることによって、育児の負担軽減、児童虐待の未然防止を図ります。

【フローチャート】



養育支援訪問事業における家庭訪問件数（世帯実数）

（各年度末現在）

世帯の種類	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産褥期不安を抱える世帯		20	17	11	15	16
児童虐待リスクを抱える世帯		2	5	5	3	10
家庭養育上の問題を抱える世帯		4	4	5	3	2
児童養育施設退所後の支援世帯		0	0	0	0	0
若年母子等		6	4	3	2	0
世帯数合計		32	30	24	23	28
訪問指導延べ件数		480	499	582	368	339
訪問内訳 （再掲）	育児・家事援助	120	52	55	8	13
	専門的相談支援	360	447	527	360	326

(4) 助産の実施について 児童福祉法第22条 財源（国1/2：県1/4：市1/4）

保健上必要があるのにも関わらず、経済的理由（原則として所得税非課税世帯）により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせる制度です。市民税の課税状況によって費用徴収(自己負担)があります。

助産の実施状況 (各年度末現在)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
実施状況	申請件数	2 (2)	2	2 (1)	11 (10)	13 (9)
	助産の決定	2 (2)	2	0	9 (8)	13 (9)
	助産の実施	1 (1)	3 (1)	0	9 (8)	12 (8)
	却下・その他件数	0	0	1	3 (2)	0
措置費(円)		0	447,528	0	164,310	1,350,435

* ()内は県立病院を表す。県立病院入所は市の措置費負担なし。

* 助産の実施とは助産施設へ実際に入所した数を表す。

* 平成29年度申請1件については平成30年度に助産を実施しています。

* 令和元年度申請1件については令和2年度に助産決定・実施しています。

* 令和3年度申請1件については令和4年度に助産を実施しています。

(5) 特別児童扶養手当（国事業）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

特別児童扶養手当単価表 (月額／単位：円)

	平成28年4月改正	平成29年4月改正	平成30年4月改正	平成31年4月改正	令和2年4月改正 (令和3年度改正なし)
1級該当の児童1人につき	51,500	51,450	51,700	52,200	52,500
2級該当の児童1人につき	34,300	34,270	34,430	34,770	34,970

※所得による支給の制限があります。

受給者数 (各年度4月末現在 単位：人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	481	500	524	564	619

※支給は国が行います。

(6) 児童手当

児童手当法 財源(国2/3 県1/6 市1/6)

※3歳未満被用者は国37/45 県4/45 市4/45
事業主分21/45を含む

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■支給対象：15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

■支給月額

児童の年齢	児童手当月額（児童1人当たり）
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上世帯	一律5,000円（R4年度より上限限度額未満の世帯のみ）

児童手当支給状況

（年度末現在）

		平成29年度 (平成29年2月分 ～平成30年1月分)		平成30年度 (平成30年2月分 ～平成31年1月分)		令和元年度 (平成31年2月分 ～令和2年1月分)		令和2年度 (令和2年2月分 ～令和3年1月分)		令和3年度 (令和3年2月分 ～令和4年1月分)	
		延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）
児童手当	3歳未満										
	被用者	28,290	424,350	28,565	428,475	28,297	424,455	27,744	416,160	27,384	410,760
	非被用者	10,022	150,330	9,137	137,055	8,290	124,350	8,033	120,495	7,554	113,310
	小計	38,312	574,680	37,702	565,530	36,587	548,805	35,777	536,655	34,938	524,070
	3歳～小学校修了前										
	被用者	第1・2子 64,276	642,760	66,070	660,700	67,304	673,040	67,479	674,790	68,317	683,170
		第3子以降 16,716	250,740	17,114	256,710	17,129	256,935	17,104	256,560	17,227	258,405
		計 80,992	893,500	83,184	917,410	84,433	929,975	84,583	931,350	85,544	941,575
	非被用者	第1・2子 25,534	255,340	24,261	242,610	23,367	233,670	22,524	225,240	21,545	215,450
		第3子以降 8,220	123,300	7,643	114,645	7,448	111,720	7,312	109,680	6,831	102,465
		計 33,754	378,640	31,904	357,255	30,815	345,390	29,836	334,920	28,376	317,915
	小計	114,746	1,272,140	115,088	1,274,665	115,248	1,275,365	114,419	1,266,270	113,920	1,259,490
	中学生										
	被用者	23,367	233,670	23,708	237,080	23,862	238,620	23,858	238,580	24,975	249,750
	非被用者	10,913	109,130	9,935	99,350	10,051	100,510	10,232	102,320	9,840	98,400
	小計	34,280	342,800	33,643	336,430	33,913	339,130	34,090	340,900	34,815	348,150
	合計	187,338	2,189,620	186,433	2,176,625	185,748	2,163,300	184,286	2,143,825	183,673	2,131,710
特例給付	3歳未満										
	被用者	562	2,810	667	3,335	678	3,390	792	3,960	686	3,430
	非被用者	101	505	64	320	123	615	148	740	115	575
	小計	663	3,315	731	3,655	801	4,005	940	4,700	801	4,005
	3歳～小学校修了前										
	被用者	第1・2子 2,525	12,625	2,692	13,460	2,952	14,760	3,098	15,490	2,918	14,590
		第3子以降 674	3,370	756	3,780	838	4,190	876	4,380	868	4,340
		計 3,199	15,995	3,448	17,240	3,790	18,950	3,974	19,870	3,786	18,930
	非被用者	第1・2子 448	2,240	435	2,175	336	1,680	388	1,940	492	2,460
		第3子以降 118	590	105	525	101	505	158	790	204	1,020
		計 566	2,830	540	2,700	437	2,185	546	2,730	696	3,480
	小計	3,765	18,825	3,988	19,940	4,227	21,135	4,520	22,600	4,482	22,410
	中学生										
	被用者	1,521	7,605	1,414	7,070	1,420	7,100	1,452	7,260	1,634	8,170
	非被用者	251	1,255	228	1,140	228	1,140	238	1,190	265	1,325
	小計	1,772	8,860	1,642	8,210	1,648	8,240	1,690	8,450	1,899	9,495
	合計	6,200	31,000	6,361	31,805	6,676	33,380	7,150	35,750	7,182	35,910
総合計		193,538	2,220,620	192,794	2,208,430	192,424	2,196,680	191,436	2,179,575	190,855	2,167,620

(7) こども医療費助成事業（宜野湾市こども医療費助成に関する条例）

次代を担うこどもたちが乳幼児期の発育・発達をめざましい大切な時期に安心して必要な医療が受けられるよう医療費を助成します。

※こども医療費助成対象年齢

財源（県補助1/2・市負担1/2）

	県補助対象	市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで
入院外（通院）	0～3歳まで（～平成27年9月） 就学前児まで（平成27年10月～）	就学前児まで（～平成28年3月） 小学校卒業まで（平成28年4月～）
1,000円一部負担金	有り（～平成30年10月） 無し（平成30年10月～）	有り
所得制限	無し	無し

（各年度末 単位：人・円）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助事業	助成延べ人数	51,723	51,486	54,198	44,330	46,956
	支給額	220,148,619	213,843,893	234,582,387	173,055,484	197,442,408
政策事業	助成延べ人数	23,175	24,486	26,295	22,501	23,849
	支給額	54,157,109	55,918,457	60,235,426	48,256,548	50,315,271
0歳入通院	助成延べ人数	8,018	7,914	8,144	6,450	7,092
	支給額	54,549,139	52,060,359	56,713,172	39,774,135	49,636,814
1歳入通院	助成延べ人数	10,255	10,010	10,497	8,116	8,705
	支給額	48,734,018	48,973,618	52,630,831	35,107,227	39,425,904
2歳入通院	助成延べ人数	8,511	8,656	8,996	7,362	7,538
	支給額	30,283,369	30,126,800	33,314,681	25,394,664	27,903,581
3歳入通院	助成延べ人数	7,464	7,610	8,197	6,607	7,145
	支給額	23,418,850	23,257,442	27,207,614	20,074,761	23,079,104
4歳入通院	助成延べ人数	7,028	6,984	7,527	6,459	6,664
	支給額	21,864,435	20,583,082	24,242,363	19,988,245	21,160,290
5歳入通院	助成延べ人数	6,998	6,793	7,226	6,130	6,648
	支給額	22,421,858	19,822,276	22,826,500	18,201,977	22,238,442
6歳入通院	助成延べ人数	3,206	3,299	3,425	3,046	3,037
	支給額	9,043,044	9,241,909	9,864,052	7,964,776	8,133,782
7歳入通院	助成延べ人数	5,387	5,347	5,338	4,394	4,584
	支給額	14,001,695	13,744,682	13,487,644	10,251,333	10,253,838
8歳入通院	助成延べ人数	4,764	5,072	5,108	4,392	4,345
	支給額	12,329,463	13,135,033	12,275,732	9,606,970	9,423,635
9歳入通院	助成延べ人数	4,019	4,315	4,897	3,909	4,273
	支給額	9,637,401	10,690,042	11,924,551	8,879,844	9,356,185
10歳入通院	助成延べ人数	3,536	3,678	4,258	3,775	3,905
	支給額	9,102,689	9,173,591	10,401,045	9,062,738	8,921,215
11歳入通院	助成延べ人数	3,147	3,295	3,569	3,255	3,640
	支給額	9,026,705	7,488,436	9,018,229	7,664,614	8,648,134
12歳入通院	助成延べ人数	2,511	2,942	3,262	2,889	3,194
	支給額	7,507,194	8,347,368	8,369,552	6,994,178	7,975,365
13歳入院	助成延べ人数	17	20	18	10	18
	支給額	784,534	1,105,813	798,104	404,990	610,238
14歳入院	助成延べ人数	18	19	19	20	13
	支給額	835,799	1,145,198	1,249,568	1,010,497	776,682
15歳入院	助成延べ人数	19	18	12	17	4
	支給額	765,535	866,701	494,175	931,083	214,470
合計	助成延べ人数	74,898	75,972	80,493	66,831	70,805
	支給額	274,305,728	269,762,350	294,817,813	221,312,032	247,757,679

(8) こども医療費助成等貸付事業（宜野湾市こども医療費助成等貸付事業要綱）

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、医療費の支払いが困難な者に対し、医療費の貸付を行います。

※こども医療費助成等貸付事業対象者及び対象年齢

- ・ 宜野湾市こども医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・ 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・ 宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成事業による助成が受けられる者

（各年度末 単位：件）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
こども医療費助成事業	申請件数	5	7	1	1	0
	認定件数	5	7	1	1	0
母子及び父子家庭等医療費助成事業	申請件数	0	0	0	0	0
	認定件数	0	0	0	0	0
重度心身障害者（児）医療費助成事業	申請件数	1	0	0	0	0
	認定件数	1	0	0	0	0
合計	申請件数	6	7	1	1	0
	認定件数	6	7	1	1	0

4. ひとり親家庭支援及び要保護児童対策の現状と今後の展望

(1) ひとり親家庭支援について

子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭においては、就業や育児、家事といった経済面や日常生活面において様々な困難に直面することが多く、心理的・肉体的な負担は大きいものがあると言えます。

本市におけるひとり親世帯は横ばい状況にあります。平成30年度に実施した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」において、県内のひとり親世帯は全国に比べ2倍以上の約59万世帯にのぼり、その約7割を超える世帯が「生活が苦しい」という結果が出ております。また、令和2年度に未就学児（1歳児、5歳児）の保護者を対象に実施した「沖縄こども調査（未就学児調査）」において、ひとり親世帯の収入は3年前の前回調査に比べ大きく減少し、また、抑うつや不安感の有無を表す抑うつ傾向もふたり親世帯に比べて高い結果となり、ひとり親世帯のおかれている状況は依然として厳しいことがうかがえます。

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、子育てに対する負担の増加及び収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給するなどの支援が行われました。所得の減少による生活不安がストレスに繋がって不安定な生活を過ごすことのないよう、また孤立させないためにも、多方面にまたがる支援が必要であると同時にその働きかけが求められています。

ひとり親家庭において直面する問題は多岐にわたっております。保護者の負担を軽減していくとともに、ひとり親家庭の子どもが生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長していく事ができるよう、「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づいた各種支援の実施に取り組み、ひとり親家庭の生活の安定や向上、自立を目指した取り組みを進めてまいります。

(2) 要保護児童対策について

「家庭」は子育てにおいて最も重要な単位ですが、家庭を構成する形態は「祖父母も含めた三世代同居型」から「夫婦と子どもの核家族」へ変化してきました。さらに結婚や家庭に関する意識の変化から、未婚やステップファミリーなど家族形態は多様化しています。このような変化は、かつて親族や近隣から得られていた子育ての知識や経験が得られにくく子育てに不安を感じる「育児の孤立化」の要因にもなっています。

雇用という側面では、非正規雇用や収入が安定しない世帯が増加し経済格差の広がり、さらにここ数年はコロナ感染症への対応を迫られ社会が混乱に陥りました。経済的困窮で日々の生活に追われてしまうことは、保護者が子どもに対して気持ちの余裕をもって接することが難しくなってしまう、児童虐待の要因の一つとして挙げられます。

本市では平成19年度より要保護児童に関わる福祉事務所を軸に、児童相談所、警察、教育委員会、保育園等の様々な関係機関や団体との連携強化を図るための「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）」を設置しています。この協議会では児童虐待防止や子育てに関する講演会等を開催し、市民への周知および関係機関職員の資質向上など、虐待の未然防止に重点を置き「地域全体で子育てを支える地域づくり」を進めています。

さらに平成28年度の児童福祉法改正に伴い「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務化され、本市は令和元年10月に設置となりました。これは市民に身近な市町村で子育て相談から虐待対応まで、相談全般に対応することが期待されています。先の宜野湾市要保護児童対策地域協議会も含め、子ども支援の中核としての体制および機能強化を図り、再び児童虐待死亡事例が起きないように取り組んで参ります。